

原文

陸上自衛隊のカンボジア派遣について、PKFであるかのように誤解するおそれのある表現である。

<p. 382・5行目>

自衛隊をカンボジアに派遣した②。

② 国連平和維持軍（PKF）は自衛のために軽火器の携帯と使用がみとめられている。自衛隊を派遣した場合に、指揮権がどこに所属するのかという問題とともに、これが海外派兵と武力行使を禁じた憲法第9条に反するとして問題になっている。

<p. 382・注①>

① 国連平和維持活動（PKO）は平和維持軍、停戦監視団、選挙監視団からなっており、うけ入れ国側の同意を前提に、国際連合の派遣により紛争当事国に駐留し、兵力の引き離しや停戦監視などの活動を行なうことになった。

修正文

<p. 382・5行目>

自衛隊をカンボジアに派遣した。

<削除>

<p. 382・注①>

① 国連平和維持活動（PKO）は平和維持軍、停戦監視団、選挙監視団からなっており、うけ入れ国側の同意を前提に、国際連合の派遣により紛争当事国に駐留し、兵力の引き離しや停戦監視などを行なってきた。その後、停戦合意後に実施される選挙や文民警察などの活動が加えられている。自衛隊が国連平和維持活動に参加するさい、海外派兵と武力行使を禁じた憲法第9条に違反するとして問題になった。